

『武道一覽』の虚と実

『甲陽軍鑑』を典拠とする四話

三 浦 邦 夫

(一九八八年一〇月二八日受理)

(一)

『武道一覽』はその改題本『諸国敵討』という題が物語っているように、天文から天正にかけて諸国にあつたとする敵討話十五話を載せる。このうち、卷三に収める「謀計は眼前の恥」と「種はかくされぬ草臥」の二話、卷四の「恩を知獸」の一話、卷六の「香車は武辺の鐘」の一話とが『甲陽軍鑑』品第四十七卷十七に取材したことを証することができる。卷三の二話が「落合彦助百姓と公事負事付為同彦助金丸平三郎被伐(事)并長坂源五郎被誅(或は)荒川村并事」を、卷四の一話が「長沼長助・長八親敵討付増城源八郎と同長助・長八(と)公事之事」を典拠にし、卷六の一話が卷四の一話と典拠を同じくしているのである。ところで、『武道一覽』は二つの序文をもつが、所載の十五話の敵討について、「これは我見聞する所の事を綴幸て大概如此(神保氏入道自序)」、「纂於今古報怨之徒而作一帙」(洛東藤質大風軒の序文)と記して、これが史実に拠り所のある事実性を標榜しているかのよう
に読み取らせる。実際卷三、卷四の話が敵討の発端から結末までの出来事の進展を、大略、『甲陽軍鑑』の記述に基づいているのを指摘することができるという限りにおいて、二つの序文の標榜する敵討の事実性を保証している
と一応は言えるかもしれない。しかし、この三話をいかに叙述しているかという視点から、その叙述と典拠の記述とを対照させて読む読者がいたと想定した場合に、彼にとつて二つの序文の標榜する事実性をあつさり肯定することはできかねてくるのであつて、このことは、特に、卷三の「種はかくされぬ草臥」を読んだ時に明瞭に意識されるはずである。したがつて、二つの序文が与える他の十二話の敵討の出来事の実事性についての彼の予見もこれ

によつて揺らぎだすことになり、その事実性を受け容れることは彼にある戸惑いを覚えさせることになるだろう。これを言い換えれば、十二の敵討話を
拠り所を持つ事実として読んでよいのかどうかの読者の戸惑いに一つの判断の指標を与えてくれるのが『甲陽軍鑑』を典拠にした四話なのだと言ふことができる。

(二)

したがつて、この四話について、典拠と対照しながら、作者がどの程度に典拠に拠り、それをどのように使つて、どのように敵討話を叙述したのかを明らかにすることから始めることにしよう。

卷三の「謀計は眼前の恥」は、武田信玄の大目付金丸平三郎を闇討にして越後に逃げ込んだ落合彦助を、信玄の命に従つて、浪人荒川新之丞と村井久之丞が、越後に赴き、彦助を討つたと首を信玄に差し上げ褒美を賜つた、というのがその概略であるが、叙述された出来事の進展を追つと、

①彦助が百姓との山公事に負け、奉行へ悪口を吐き座を蹴つて立つ。この日の大目付金丸平三郎(金丸筑前守子息)がこの雑言の有様を信玄に申し上げる。公事の次第を尋ねた信玄に対して、平三郎はそれは役目の奉行職より言上あるでしようかと答えて退出し、信玄から褒美される。

②その後、三奉行・惣横目の彦助の非公事の報告に、信玄は彦助を捕らえて諸人の見せしめにせよと命じ、これを聞き付けた彦助はきけん寺に駆け込み、助命を乞うよう頼む。信玄は彦助の逃亡に立腹し、彼の老母を入牢させる。

③せんかい法印、妙喜院、勝光院の懇願を入れて、信玄は彦助とその母を

赦免する。

④その後、長坂源五郎が彦助にこの度の難儀は金丸平三郎の中傷の結果で、以後も金丸が同じに振舞うと、彦助の処罰は必然だから、金丸を討つべきで、自分も彼には勘忍できぬものがあるので、助太刀をすりと喰す。

⑤その夜の初夜に、丸の北堀、野矢重郎左エ門の横小路に、彦助は源五郎の家来とともに待ち伏せて、平三郎を闇討にして、その場から姿を消す。

⑥この跡に、長坂長閑と跡部大炊之介が通りかかって、平三郎の死骸を見付け、信玄に報告する。信玄は、彦助は敵国の越後へ逃げたであろうから、討ち取ったものには褒美望み次第と命ずる。

⑦長閑、大炊之介の屋敷に日頃出入りして、利口者と気に入られている浪人荒川新之丞と村井久之丞に、長閑、大炊之介は彦介を討つて帰るよう言い付ける。

⑧荒川、村井は卯月中旬甲州を発つて越後に赴き、七十余日目に帰り、彦助の首と称する温気に腐れた首を信玄に呈する。

⑨信玄が、歡びのあまり、知行五百貫を与えようと言うのを、高坂弾正、内藤修理はへつらつて世を渡ると世評の兩人には当座の褒美だけでよいと諫言する。

以上を典拠と対照すると、右の①、②、③に当たる叙述は典拠とした「落合彦助と百姓と公事付雑言并三法印佗言之事」(前の引用と題が違っているのは、前が目録記載のものであるからで、この題は該当する記述に付けられたものである。以後、直接に該当する記述に付けられた題を引用する)の記述をほぼ忠実に写し取っている。また、④と、⑥の後半の、越後逃亡の彦助を討つとの信玄の嚴命と、⑦、⑧、⑨に当たる叙述も典拠の「金丸平三郎為落合彦助被伐事」の記述にほぼ忠実に従ってなされている。ほぼというのには、典拠とした当の部分からではなく、「甲陽軍鑑」の他からの記述をそこに取り込んだ箇所や、典拠を改変した箇所、そして、典拠には全くない叙述があるからである。

『甲陽軍鑑』の当の典拠とは違う他の部分の記述を取り込んだ箇所というのは、①の、彦助が負公事に決まり、奉行へ悪口を吐く叙述の箇所、典拠では「落合彦助と申者、百姓と公事を仕負けて、奉行を悪口申す。」とだけ簡潔に記しているのに反して、「向後公事に勝つよふあり。内々勝手より音信まひないをして頼みさへすれば、非も理になる事を今までしらす。あつた

ら公事に負けたりといふ」と作者は彦助の悪口を叙述しているが、これは「甲陽軍鑑」品第四十七の「曲淵少左衛門公事負雑言仕義」の中の、曲淵少左衛門が負公事にその座を立ちかけながら「此度の公事は私負まじき公事なれ共、奉行衆へ音信を任らざる故負候」と吐き捨てた雑言を探ったもので、作者はこの曲淵の雑言を使って彦助の悪口として形象化したわけである。次に、典拠の改変というのは、③の、彦助の老母の赦免の件で、作者は三法印から信玄へ詫言があつて「母もおなじく御ゆるされける」と叙述する。しかし、典拠は「彦助事、三法印の御佗言にて命助罷出。然れ共七十にあまる母籠に入てあり；中略；彦助まかり出て十日許ありて、年寄たる故に彦助が母死す」と記している。ところで、典拠は彦助の平三郎闇討の動因をこのように記している。三法印の執り成しで命は助かったものの、「家屋敷知行共にことごとく召上られ」、加えて、老いた母が牢内で死ぬという苛しい暗澹とした状況に陥っている彦助に目を付けた源五郎が、「七十にあまる老母をばうこぼつしが手に渡し、籠の内にてせつしころされたるは、名代(未代)の恥にまじきか」と嘆き、執り成した三法印の手前「定而当年中は何事も是あるまじき、年あけばやがて大事なり」と暗示して、彦助を心理的に窮地に追い込み、こうなつたのは「平三郎が其方事散々に申上」げたことにあると諫言して、平三郎斬るべしと示唆煽動したのである。源五郎のこの示唆煽動は、彦助の公事に際して、横奉行として越権行為を犯した源五郎に反し、その役分を弁えた平三郎の言動を信玄が賞賛したのを「源五郎が平三郎をねたみて」の奸計から出たものであつた。したがつて、彦助にとっては、老母が牢内で「せつしころされた」ことは平三郎斬殺の必然的な動因として働いたと、典拠は「長坂源五郎が讒言の故也と、彼彦助申越たるにて粗しれ候也」と指摘しているのである。がなぜか、作者は、母も赦免されたと改変して、この動因を捨ててしまつたのである。そして、典拠には全くない叙述というのは、⑤と⑥の闇討の場面及び長閑・大炊之介が平三郎の死骸を見付けて信玄に報告する叙述である。

其夜の初夜に丸の北堀、野矢重郎左エ門が横小路に上下十一人わざと人の目にした、ぬやうに支度して待かけける。しかる所に、金丸が家の紋の焼灯かくれなく、しづかに来るを、つか／＼と立出、何の詞もなく切かけしを、刀の柄にてうけとめ、何者ぞといふ詞の下より、袈裟に切落せば、若童抜つれてくるを、源五郎が家来共わたりあひて、た、かふ隙に立退べ

しと南横筋を通る時、小川茂左エ門が門のかた脇にた、ずむ者あり。彦介気味わるく、それ成るはいかなる者ぞといへば、彼男さふいふ人は彦介殿か。首尾は何とあそばしたるぞ。されば御影にて彼もの首尾よく打あふせ、たゞ今御家来中御防のうち立退申べくと存。一言の御暇乞致さんと、かれこれ声かけたるにも、御自分御座なく、ふしぎなる所に、これに御入此度万端忝し。存命にまかせ、かさねて御目にか、るべしと、いひ捨て立退ぬ。

(以上が⑤に該当する部分)彦介退しを相図に、源五郎若党共、命を大事に逃るを追かけし跡より、長坂長閑、跡部大炊之介、城よりさがり、此所に来か、り、みれば人誅られてあり。燈をよせてよく、みれば、金丸平三郎なり。是はと詮義するうちに、平三郎家来老人も得打とめず帰けるに、大炊之介何と相手はと、とへば、いやそこへ切かくるより、焼灯ふみけしたるゆへどなたとも覚え。十人ばかりもさぶらひしといへば、此まにて済まじと、それより取てかへし、城にさがり、直に此段々信玄へ訴へけるを、…。

この叙述には、典拠が記す、「(平三郎のその夜の行動を―筆者補記)源五郎能存候てをしへ、…落合彦助にきられたる事」、「金丸平三郎夜詰に罷出候を、長坂源五郎目付に成、落合彦助に平三郎を八幡の前にてきらする也」の源五郎の暗躍を織り込んであるもの、典拠が簡略に闇討の出来事を記述するのみで済ましているところからみて、右に掲げた叙述は作者の創作によるものと考定してよい。そして、作者がなぜ右の叙述の創作を必要としたかの理由は明瞭であろう。闇討話として構想したからには、闇討の行為を必然的に生み出す出来事の描写の叙述―この話の場合は闇討の様相の描写の叙述が要請されるのは必然であつて、作者はその必然の要請に従つたまでなのである。そして、闇討話としての必然の要請は闇討される人物の形象化にも当然働きかける。闇討される人物は、そうされるのに相応しい人物として、彼の行為を意味づける描写の叙述が求められ、このことは、また、闇討話を読む読者の期待でもあるのであつて、したがつて、作者はこうした要請に応えることになる。典拠に従つて、荒川、村井の両人が彦助の首を持って甲府に帰つて来るところでこの話の結末にした作者にとつて、闇討される人物は彦助でなければならぬ。負公事に曲淵が奉行に吐いた雑言を採つて、同じく公事に負けた彦助の奉行への悪口の叙述としたのも、典拠の「(牢内で)彦助が母死す」を「母もおなじく御ゆるさされる」と改変し、彦助が平三郎を

闇討する動因の必然性を捨て去つたことも、また、闇討の叙述の中で、待ち伏せの場所を典拠の「八幡の前」を人目を避けて身を潜め不意をつくの相応しいイメージを与える「野矢重左エ門が横小路」と改変したのも、彦助を闇討されるのに相応しい行為をする人物に仕立てあげるための作者の操作なのである。

ところで、この話はもう一つ問題を持つてゐる。この話には「謀計は眼前の恥」の題が付けられているが、この題は典拠の「日本のあるじ天照皇太神宮の御託に謀計は眼前の利潤たりといへども必神明の罰をあたると也」に基づいている。典拠においては、この「御託」は、源五郎が彦助に平三郎闇討を唆した謀略と彼のその後の奸人振りに「次第に出頭とをく罷成、其身の科を指置、信玄公へ恨に存奉り、後には太郎義信公と組、逆心の事御耳にたち、其証掇あらはれて誅罰」された、その必然性を言挙げし、「源五郎倭人の事」を筆誅する意図のために引用されている。しかし、作者はこの「御託」を彦助が惹き起こすことになる出来事の語り出しに引用している。このように、題に使い、話中に引用している限りにおいて、この「御託」が意味するところは、典拠の意図とは違つて、当然、彦助がその非道の行為のゆえに必然の「罰をあたると」闇討されるという結果を讀者に暗示するものであろう。こうした相違が生じた原因は巻三に同じく収める「種はかくされぬ草臥」を読むことによつて判明する。

しかし、これについては、「種はかくされぬ草臥」の典拠との関係を論じる中で、言及していくことにしたい。先ずはこの話の梗概は次ぎの通りである。

①彦助の首が信玄に差し上げられた年の八月、川中島合戦が起こる。合戦の最中に、越後勢の中に落合彦助を名乗る武者があつて、彦助の存命が判明し、浪人の村井、荒川は逐電する。信玄は高坂彈正、内藤修理の諫言をここに納得する。

②その頃、信玄は寵愛のかつめま入道の娘を古籠屋小路の屋形に置いていたが、内々の所用で源五郎を屋形に使ひさせたところが、屋形の女中お崎と恋仲となり、二人の忍び逢うところを横目大谷金兵衛に見咎められて信玄の耳に入り、以後源五郎は御前首尾悪くなる。源五郎はこれを恨み、義信公に謀反を唆し、事が露頭して誅罰される。

③一方、一子平三郎を斬殺された金丸筑前守は越後にいる彦助を討とうと

するが、川中島合戦で手柄を立て、輝虎の庇護厚い彦助を討てぬ状況に、無念と愁歎の裡にあるところへ、輝虎の使者が訪れる。使者の口上は、当十月廿日の夜、彦助の屋敷へ十五六の童が走り込み、彦助を討つて立出るところを搦捕ろうとすると、その童が、拙者は金丸筑前守の二男岩千代で兄の敵討だと言う。越後に逃げて来ていた村井・荒川が筑前守には平三郎の外に子はいないはずと輝虎に言上し、その童も田夫野人の育ちで武士の子とは見えず、討ち捨ててもよいが、そちらで詮議するのがよからうというものであった。筑前守がその童を呼び出して問い質すと、童は十六年前筑前守がお茶の間勤めのつたに産ませた子供で岩千代とい、つたと子供は奥方の嫉妬のために故郷に帰り作蔵という男と夫婦になり、子供は牛飼いに預けられていたが、平三郎の聞討された話を耳にしたこの子供岩千代がその敵討をした、という事情が明らかになる。岩千代は平三郎の弟に相違なく、信玄の御前も首尾よく、岩千代の母も作蔵も小扶持を貰い再び栄えを見る。

この話が前話と典拠を同じくしていることは既に述べた。しかし、その扱った箇所は梗概の①と②までであって、③は典拠には勿論のこと、『甲陽軍鑑』の全記述にも見出すことはできない。敵討の主役の岩千代の名は、『甲陽軍鑑』のどこにも記されていない。③に当たる叙述の中に「平三郎兄弟なきによつて」とあるが、『甲陽軍鑑』は金丸筑前守について「土屋右衛門丞、元来は金丸筑前守と申ス仁、武田ノ家の中老也。此の子息七人あり。」と記し、七男各々の名と簡略な戦歴の記述があるだけである。そもそも、『甲陽軍鑑』には金丸筑前守の子が彦介を討つたなどという記述は存在しないのである。子が父の敵である大人を夜陰に敵の屋敷に忍び入って討つという説話・物語は既にある。『今昔物語』巻二十五に載る平兼忠側近の下侍が兼忠の子維茂の腹心の郎等太郎介を討つた話（「平維茂ノ郎等殺サレヌル話」）、『曾我物語』の曾我兄弟の敵討、『太平記』巻二の日野資朝の二子阿新の敵討（長崎新左衛門尉意見事付阿新殿事）がそれである。しかし、③の敵討は弟が兄の敵を討つという点で右の先行文芸の敵討とは相違している、それらのどれも③の典拠と見做すわけにはいかないであろう。だとすれば、この叙述中の「平三郎兄弟なきによつて」は素性が謎の年少の弟が兄の敵を討つという出来事を産出させるために、作者が典拠を改変して設けた布石であると解釈すべきものであろう。そしてまた、典拠にある「彼荒川新ノ丞・村井久ノ丞夜

迹に仕る。何方へ参たるとも、終に行地しれず。定而此兩人名字をかへて有らん」を、兩人が川中島合戦で越後勢に降参し、輝虎に召し使われていることに改変して、兩人が輝虎に「金丸筑前に一子平三郎より外に、兄弟なし」と証言させて、これを繰り返して使ったのは、年少者の行為の謎を増幅させ、最後にその素性と行為の謎解きの効果を作者は狙ったのである。つまり、③に当たる叙述は作者の創作になるものである。その際、敵討ちの出来事の構図は、夜陰に紛れて屋敷に忍び入り、敵を討つという、前述の先行文芸で読者が馴染み熟知した構図を基に、子供が父の敵の大人を討つという事項を年少の弟が兄の敵の大人を討つに変換して得たと考定できようか。

さて、保留していた「御託」に関する典拠との相違が生じた原因の問題に議論をもとせば、この話の冒頭の文章がその原因の一端を露呈しているのを知る。その文章を示すと、

其歳の八月越後より輝虎発向して、川中嶋におてて信玄とた、かふ事数日、しかるに一騎打に名乗あふ武者の中に、落合彦介といふ者あり。

この冒頭の文章と比べると意味で、他の話の冒頭の文章を幾つか掲げると、

○昔尾張国清州の町の大道に一夜の中に、(巻一の一)

○嶺は八葉をわかつて芙蓉を削る。是雲居が名山を讃られて、雪は四時を

しらぬ国の主と聞へし、今川義元は(巻二の一)

○むかし山城の国に山崎長者といへるあり。(巻五の一)

○羅山翁秀吉日記にもしるし侍り。むかし鳴津の家老、小野摂津守といふ人に一の娘あり。(巻八の二)

とあって、各々が冒頭の文章に相応しく、また、それなりの修辞上の工夫も凝らされている。例えば、「謀計は眼前の恥」の場合は、

国は是神国。道は是神道。君は神皇にておはします。さるほどに左青龍の八神をば、將軍塚の内に封之東の至町より九重の内を擁護しむ。

と莊重に書き出されている。各話のこうした冒頭の文章を読み比べてみると、「種はかくされぬ草臥」の冒頭の文章は、叙述の途中の、語られている出来事が新たな局面に転じる際の、改めての語り出しであることを強く意識させ、冒頭におかれる文章としてのそぐわなさを感覚させることである。そこで、もし、「種は隠されぬ草臥」の題を取り去り、「謀計は眼前の恥」の後半部として、その最後の文章から連続して読み継いでいくと仮定すれば、そのそぐわなさは解消され、今語られている事の新たな局面への転換を語り出すの

に相応しい文章として、文章全体の秩序の中に落ち着く。そして、このように卷三の二つの話を一連の一つの話として読むならば、つまり、岩千代の敵討話として読むならば、「御託」を典拠が意味しようとしたことは相違し使った問題―典拠が源五郎の奸計とその露頭による彼の誅罰を指し示すのに対して、「謀計は眼前の恥」では彦助の闇討とそのために彼が敵討されたことを指し示すように使われた相違も、実は、後半部に相当する初めの部分に源五郎の奸計が露頭し誅罰されたことを叙して「過し比平三郎を討せし悪心、天道物いはずしてむくひを得せしめ、幾程なく果し事思ひ合すべし」と述べてあることよって解消し、典拠と同じに源五郎の奸計とその露頭による彼の誅罰を指し示すものとしてごく自然に受け入れることができることになる。このことを傍証してくれるのがこの作品の「惣目録」の書き様である。それは、各巻に二編の話の題を掲げ、各題の下に話の内容を要約した三行の小見出を付す。だが、卷三に関しては「謀計は眼前の恥 名乗は死たる男/敵の深切/涙を抄茶の間女」とだけあって、「種はかくされぬ草臥」の題も小見出も記されていない。ただ本文にこの題が付けられているだけなのである。「謀計は眼前の恥」の小見出の三行が指示しているのは、「名乗は死たる男」が討たれたはずの彦介が越後勢に加わって川中島合戦で名乗ったこと、「敵の深切」が彦助を討つた岩千代を輝虎が甲府へ送り届けてきたこと、「涙を抄茶の間女」が岩千代の素性の謎がその母の口から明らかになることの叙述であって、これらの叙述は後半部に含まれていることである。このことは「謀計は眼前の恥」の題で一連の岩千代による彦助の敵討話を叙述したのが最初の形であったと解釈して誤ってはいまい。それがならぬかの事情から現行の二話に分割され、当初の題と小見出は卷三の「惣目録」にそのまま使われ、二番目の話の題は記載されず、本文にのみ付されて、不整合のままに版行されたというのであろう。こうした不整合は他にも認められる。巻四の場合は、「惣目録」に「恩を知獣」と記して、本文にはこの題がなく、「武道一覽四 信州に有し事」とある。巻七の二は「惣目録」の題が「袴の腰ぬけ沙汰」とあるのに本文題は「沙汰」の二字を脱落させている。また、巻八の一は巻四と同様に「惣目録」の「葛籠は恋の片荷」の題が本文になく、「武道一覽八 相州に有し事」とある。その他に、既に指摘されているように、この作品は『武道一覽』の書名を持つにもかかわらず、柱心に「姿」の文字を刻している。このような不整合は、これも既に指摘されてい

る見解のような事情、つまり、貞享四年に西鶴の『武道伝来記』の出版（この年の四月刊行）を察知して、柱心に「姿」の一字を持つ書名の旧版を改題再編して、貞享四年四月の序文を添えて、急遽翌五月に刊行したことから生じたということになる。長谷川強氏が「武道一覽」とその改題本「武士国土産」との間に認められる疑問点を究明されるにあたって、『武道一覽』の版にみられる右の不整合を検討され、「板心の巻数、丁附に留意しきへすればその巻章の排列を改め得る形にある」ことを明らかにされ、卷三に關しても、「話は一続きになつてゐる」ことに言及されて「惣目録には章題を一つ掲げるのみであるが、一丁にはじまり十五丁裏に至る本文のうち八丁表の七行目に一段落を設け八行目に章題をしるし（惣目録になし）九行目よりまた話のはじまる。余裕のないせこましい章題のしるし方は異例である。」と指摘しておられる。したがって、卷三の版の実態についてのこの指摘は、当初の一話を急遽二つの話に分割したという仮定を裏付けてくれる重い意味を持つものであると考える。

(三)

次は巻四の「恩を知獣」の典拠との関係の検討であるが、この話が「甲陽軍鑑」品第四十七の「長沼長助・長八親敵討事増城源八郎と同長助・長八公事之事」に拠っていることは既に述べた。そして、この話の場合は、敵討の出来事は典拠通りに語られていると言つてよいが、しかし、作者の創作になる叙述や出来事を話として構成するための工夫がやはり認められるのも事実なのである。典拠に基づいてこの敵討の梗概を記せば、

①板垣譜代筋の長沼長右衛門が所用で信濃へ出かけ、信州座光寺被官の青柳柳ノ介・緑ノ介兄弟に殺害された。長右衛門の子息の長助・長八は、兄廿一歳、弟廿歳の春、父の敵討に信州へ旅立ち、諏訪、塩尻の辺りに宿をとり、ひそかに機会を窺っていた。そこへ増城源八郎ら四人の友が尋ねて来て、四人連判の誓紙を見せて是非とも助太刀を申出られ、二人はやむをえずに承諾する。それから四、五日後、諏訪の市へ柳ノ介・緑ノ介が出て来たところで、味方十二人、敵十五人の斬り合いとなり、各々手傷を蒙るが、敵二人を討つて帰国し、信玄はじめ家中の賞賛を浴び、信玄は長助・長八の顔を見る度ごとに言葉をかけた。

②その翌年の正月、増城源八は長沼兄弟の御前のよいのを妬み、敵討は自分たちがさせたのだ、手傷の数も自分たちが多く、柳ノ介は自分が討つ

たのだと、親類ともども吹聴して廻つたために、兄弟は源八を討ち果たそうとするが、助勢した他の三人の侍道のことであり道理は兄弟にあるのだからという意見に従つて、御前公事となり、結果は兄弟の勝ちとなる。その後、長沼兄弟は合戦に戦功を揚げたが、源八は川中島合戦で逃げ、あまつさえ傍輩を臆病呼ばわりをしたために、鉄火の裁きとなり、鉄火を取り負けた源八は逆はたものに懸けられた。

この梗概①から分かるように、典拠には「此者用ありて信濃へゆく」中略：信州座光寺被官に青柳柳ノ介・同縁ノ介と申兄弟の者様子何としてやらん、今の長右衛門をころす処に」とあるだけであつて、長右衛門がどんな所用で信濃へ出かけたのか、そこでどんなことが起こつて青柳兄弟に殺されたのか、の敵討の原因となつた事態は記されていない。しかし、敵討話を書くこととしている作者にとつては敵討の原因となる出来事がその構成上せひとも必要である。しかも、それは必ず敵討しなければならぬ経緯でなければならぬ。

そこで、作者は、「長右衛門」を板垣信形が預かる信州海尻城下の屋敷に住む身とし、その彼が、(ある時、合戦の首帳を詠めて無常を觀じている時、甲州からの弟久八死去の報に接して、今この時発心出家の思いに驅られる。翌日、久八の形見の器物を納めに善光寺へと急ぐ)と先ず設定して、典拠の

「此者用ありて信濃へゆく」から生じる疑問「どんな所用でわざわざ信濃へ出かけたのかを解決し、そして、敵討の原因となる出来事を、この善光寺参詣の途中(山陰の柏の枯れ株に縛り付けられて悲しげな声をあげる熊の子を放してやつたところへ、柳之介・緑之介兄弟が現れ、自分たちが繋いでおいたものを逃がすとは理不尽で狼籍な仕方と言ひ募つて、言い争ひとなり、その最中に緑之介が片陰から鉄砲で長右衛門を撃ち、柳之介が止めを刺してしまふ。長右衛門の若党はやつとのこと逃げ帰る、事の次第を信形の家老に報告して自害して果てる。信形は事実を確認させて長助に父の敵をしらせる)のように作り出し、かつ、青柳兄弟の行爲も、敵討ちされてしかるべき人物のイメージを讀者に形成させるべく、首帳を詠めて無常を觀じ、弟久八の死で「此時の今発心出家して、弓箭修羅道の苦患をのがれん物を」の思いを胸奥に抱いて「殺生の戒を守る心」から柏の株に縛られた熊の子を放してやつた長右衛門をあくだく「なぶり」、その果てに「片陰より鉄砲をもつて」撃ち倒すという卑怯非道に満ちた描写をもつてしたのである。

そして、長沼兄弟敵討と梗概②のうちの増城源八郎がこの敵討を我が手柄

と吹聴して廻ることを、作者は城中宿直当番の「源八」が徒然に傍輩が乞うにまかせて敵討の経緯を手柄顔に「仕かたばなし」で吹聴するという構成を案出した。つまり、敵討ちの出来事は源八の「仕かたばなし」という枠で語られる仕組みである。敵討ちの様子には、したがつて、長沼兄弟が敵を見かけて「きつてかかる。もとよりあひても剛ノ者、如形はたらきて兄弟の者共四人のすけても、皆手疵をかうぶるといへども、思ひ入ける事なれば、終に討済す。中略：其中に増城源八八ヶ所手負て、敵両人の内柳ノ助、源八が伐たるにてころぶ」と典拠にあるのが改変されて、「わざと姿をやつし」切り合を探りに出て来た敵のうちの緑之介を源八だけが覚えていて知らせ、切り合しても「彼者共、火をちらした、かひ、拙者一人のはたらきゆへ切たてけるほどに、残者は柳之介兄弟になるをねらひすまして諸手を打落し、手どらへにして、長介長八に敵うてとて首を討せける。此身共が手柄をば信玄公もしり給はず」と自分の手柄を吹聴する源八の「仕かたばなし」として叙述されることになる。

ところで、作者はこの話の最後に、卷三の二の話に出ている越後に逃げた浪人者荒川と村井の末路を語る叙述を置いている。この叙述は勿論「甲陽軍鑑」にはない。「荒川・村井の二人は川中島合戦の場で拾い首に「甲の能を仕かへるのがとりたる大将の首」と輝虎の前で披露するが、実は倉橋又市郎が討ち取つた首と分かり、落合彦助のにせ首の件と会わせて「両度の謀計」のために「うし裂」に合う」というのがその概略で、「高名盗人、諸士の龜鑑」と両度の謀計を書付、うし裂にあひける神罰。詫宣思ひ合すべし」との叙述で結んでいる。この二人の「両度の謀計」とその露頭による誅罰を「神罰。詫宣思ひ合すべし」と意味づけていることは、卷三の原形態の話の「謀略」とその露頭による誅罰という構図と同じであつて、卷三でのこの構図をなぞつて荒川・村井の末路を語る話を作つたことであろう。したがつて、卷三と卷四は悪の誅罰の必然を敵討の出来事と重層させて構想され、同時期に連続して書かれた話であることを意味していよう。

(四)

さて、卷六の一「香車は武辺の鎧」は十五歳の少年三之介が父の敵を討つ話である。その敵討の場面は次のように描写されている。

小がいなのをたよはく大男に切たてられもはや、うたる、かどせし事五たび、しかるに横心をもつて人にかつものは頭はれずしてほろぶといひしに、

これはあらはれて、天運のがれざるしにや、解しはかまの紐を踏でつまづくところを袈裟にきりおとせば切る、うちに下より横にはらひ三之介が皮腹をなぐ。ながれながらとびか、つて、指におよばねと、めまでさし、をきあがり得ずして、中略、敵と同じまくらにふしける。

剛敵が解けた自らの袴の紐を踏んで躓き、その隙きにつけ入った年少の討手が見事に敵を討つたというこの成り行きが、『甲陽軍鑑』品第四十七「長沼長助・長八親敵討事」の中の「大剛の兵と若侍とあふて、剛の者みぞや石につまづきところ、纒のせがれにきり殺さる、事あるべし。それは時の仕合にて」の記述を拠り所にしてはいることは、この品第四十七「長沼長助・長八親敵討事」を典拠に巻四の「恩を知獣」の話が書かれていること、また、右に引用した部分における傍線を施した箇所が「甲陽軍鑑」品第二「信玄公舎弟典辰、子息江異見事」から「佛神可信事。云、佛心叶則時々添力、以横心勝人則、不露而亡」の傍線部分の引用であることから言つて、疑う余地はないであろう。そして、敵討話を書くという作者の構想の視座に、作者が使つた「甲陽軍鑑」からの右の二つの記述を置いてみた時に、品第四十七の右の記述にはこの敵討ちの出来事に必要な討つ者と討たれる者の人物像と両者の斬り合う具体的な成り行きが内在しており、この記述が続いて「…それは時の仕合にて、けがのまけと云物也。勝(者)も不慮の手柄也」と批評した箇所を品第二の「以横心勝人則、不露而亡」を引用して、この敵討は「あらはれて天運のがれざるし」の敵討として構図化され、そして、叙述されたことが判明しよう。

(五)

以上、巻三、巻四、巻六の一の敵討話を典拠と対照しながら、作者がこれらの話を書くにあたって典拠をどのように扱つたか、どこが典拠をもつ叙述Ⅱ実の叙述か、どこが作者の作つた叙述Ⅱ虚の叙述かを明らかにしてきた。さてそこで、こうして明らかにできた叙述の虚実に基づいて、話全体の中で実の叙述と虚の叙述が各々どのように機能し合っているのかを考えてみることにしたい。

巻三に収める現行の二つの話を、(一)で考定したように、今、一つの連続した話として読むならば、前述したように岩千代が兄の敵の落合彦助を討つた話として読むことができ、概括的にみれば、話中で典拠に拠る叙述は岩千代による敵討の出来事を語り始める前までの部分である。そして、この部

分が「甲陽軍鑑」を典拠にしているということはこの部分の叙述の事実性を保証する意識を讀者に生成させることになろう。讀者はこの意識の下で岩千代敵討の経緯を語る叙述を読んでいくことになるわけであつて、したがつて、この意識は岩千代についての叙述を事実談として讀者に信憑性をもたせるように働くことになるだろう。このことは、前半の彦助の平三郎蘭討の虚の叙述についても言ひうる。この虚の叙述がその前後を典拠を持つ叙述に挟まれているということは、讀者は前後の叙述に抱く事実性の意識によつて、それを虚の叙述であることを意識に措くことなく読み進んでしまふというのが實際であらう。

また、巻四の話は、長沼兄弟の父長右エ門が信濃で殺害される出来事の叙述Ⅱ虚の叙述、長沼兄弟と助太刀の友達による敵討の出来事と助太刀をした源八の手柄顔の敵討話とその結果の誅罰Ⅱ実の叙述、荒川・村井の末路の叙述Ⅱ虚の叙述の順序になつてゐる。長右エ門殺害の出来事は敵討の原因という関係付けにある。そのために、この叙述は直ぐ次に続く結果としての長沼兄弟による敵討の出来事の叙述Ⅱ実の叙述に組み込まれて敵討話として一体化し、虚の叙述は実の叙述に包摂されて読まれていくことになる。そしてまた、最後に置かれてゐる荒川・村井の末路の叙述も、巻三の話中での両人のにせ首持参の奸計の露頭、それに、源五郎の奸計露頭による誅罰と典拠を持つ叙述を既に読み重ねてきた讀者の意識においては、「両度の謀計」露頭による誅罰という構図によつて、この既成の意識と結び付き合つて事実談としての信憑性を濃く帯びる結果とならう。

したがつて、巻三と巻四との叙述にあつては典拠を持つ出来事は作者の作つた出来事を讀者に事実化して意識させるように働きかけてくるといえる。つまり、両巻の話は描写の細部にまで互つて典拠を持つ叙述が保証する事実性に浸透されているのだということである。ところで、巻六の一の話は、典拠を持つと言つても巻三と巻四の場合とは違つて、敵討の出来事を「甲陽軍鑑」から得てゐるのではない。この話は、その意味では、作者の創作と言つてもよい。しかし、巻三、巻四と読んだ讀者の意識は、この両巻の話が指示する敵討の出来事の実事性の線上にこの話の出来事を置くことに傾く方向に働くことは否定できないのではないか。そして、これは序文で主張している史実に拠つた事実性と応じ合うところの作者の戦略であると見做すことができる。巻六の一の話を読む際の讀者のこうした意識のありかたは、実は、『武

道一覽』の他の巻の話の典拠の扱いかたと、それらの話中で典拠を持つ叙述がどのような役割の働きをしているのかを見てみた時に、より明確であるように思う。そして、他の巻の典拠を持つ叙述と交響し合って、巻三と巻四は、読者が『武道一覽』の他の話を読み進む時に、右に述べた意識のありかたへ読者を方向付ける働きをしているということが出来る。が、このことに関しては稿を改めて論じようと思う。

(昭和六十三年九月十九日成稿)

註

『武道一覽』の本文は古典文庫『北条団水集』草子篇第一巻に拠り、『甲陽軍鑑』の本文は「戦国史料叢書3〜5」(人物往来社刊行)に拠った。

(1) 長谷川強氏「武士国土産」その他「考証三条」(熊本大学法文学会昭和三十四年六月発行『法文論叢』第十一号文科篇所収)。